

## 交通規制課の上申等の要領について（例規）

平成10年5月11日  
兵警交規例規第15号警察本部長

[沿革] 平成14年3月本部訓令第5号改正

交通規制の上申等の要領についてを下記のように定め、平成10年5月11日から実施する。  
なお、交通規制の上申等の要領について（昭和48年兵警交規例規第19号）は、廃止する。

### 記

#### 第1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、兵庫県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う交通規制の上申要領並びに法第5条及び第114条の3の規定に基づき、交通部高速道路交通警察隊長及び警察署長（以下「警察署長等」という。）の権限で行う交通規制について、必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 上申の様式、上申の区分等

警察署長等は、交通規制の必要があると認めるときは、次に定めるところにより、交通部交通規制課長（以下「交通規制課長」という。）を経由して、警察本部長（以下「本部長」という。）に上申するものとする。

##### 1 上申の様式

上申の様式については、様式第1号から様式第9号の2までに定める交通規制上申書及び基礎調査票（以下「上申書等」という。）によるものとする。

##### 2 上申の区分

上申の区分については、上申区分一覧表（別表）のとおりとする。

##### 3 上申書等の作成要領

上申書等の作成要領については、交通部長が別に定める。

#### 第3 警察署長等の報告

警察署長等は、公安委員会の委任に基づく交通規制を行うときは、あらかじめ交通規制実施報告書（様式第10号）により、交通規制課長を経由して、本部長に報告するものとする。